

# 地域工務店等による国産木材利用と人材育成に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、東京ビルダーズネットワーク（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）は、建築物木材利用促進協定を締結する。

## 1 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

## 2 建築物木材利用促進構想

### (1) 構想の内容

地域工務店における多摩産材をはじめとする国産木材の利用拡大や木造建築の担い手である大工等の活躍を後押しし、木材利用の促進や地域の活性化等に寄与することで、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに向け東京都が策定した「ゼロエミッション東京戦略」の実現に貢献する。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に規定する合法伐採木材等の利用により SDGs を推進していく。

### (2) 構想達成に向けた取組の内容

ア 甲は、多摩産材をはじめとする国産木材の利用拡大にあたり、国産木材を使用した構造材の活用を推進するとともに、材寸法、材種、プレカット構造等各規格の策定等により、構造材のうち国産木材率を 50%まで引き上げる。また、国産木材を活用した事例を収集し、その情報を積極的に活用する。

イ 甲は、建築材料の木質化にあたり、内外壁仕上げ材、木製開口部(窓、木製玄関ドア等)、外構(木塀、ウッドデッキ等)、設備(造作キッチン、洗面台等)、家具・建具等への多摩産材を中心とする木材利用を推進する。また、木質構造や完成現場見学会の開催による木材利用事例の提供等を通じ、会員及び消費者に対して建築材料の木質化についての意識向上を図る。

ウ 甲は、東日本大震災以降、供給体制の整備が進められている応急仮設木造住宅に関して、国産木材を使用した建設を推進する。それに伴い、他団体や地域の関連事業者等との連携を構築し、木造の設計図面の事前作成や建設シミュレーションを行い随時更新する等、迅速な災害対応体制の構築に努める。

エ 甲は、年 4 回程度の研修会等を通じ、木造建築の担い手である設計者、現場監督及び建築大工等の人材育成に努める。

### 3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、情報提供への協力、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行う。

### 4 構想の対象区域

東京都内

### 5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲から更新する旨の書面による申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の日から 5 年を超えない範囲において更新できるものとし、以降も同様とする。

### 6 その他

#### (1) 実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況を毎年 1 回報告するものとする。

#### (2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

#### (3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。また、「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用（平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号）」4（6）の①から③までのいずれかの事由に該当することとなった場合は、協定を解除することができるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 2 4 日

甲 東京都練馬区南大泉 5-18-19  
東京ビルダーズネットワーク 会長 鈴木 晴之

乙 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
東京都知事 小池 百合子